

徳島県告示第百五十六号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

勝浦郡上勝町大字旭字蔭八〇の二、八〇の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭八〇の二・八〇の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）